

アダム・スミスの公債觀

芦 田 起 久 雄

はじめに

アダム・スミスは『国富論』の最終章にあたる第五編第三章を公債についての検討にあてている。そのなかで、スミスが一貫して追い求めているのは、公債の累積が破滅的な状態におちいっている現在、いかにしてイギリスはこの莫大な公債の負担からのがれることができるか、そのためには公債をどのように把握したらよいのか、ということであった。

そこで、本稿ではできるだけ忠実にスミスの叙述にしたがいながら、次の三点について検討をくわえることにした。

まず、公債制度の拡充とそれにともなう公債の累積、次に、公債所有者とその性格について、さいごに、租税と公債の関連および公債の償還について、の三点である。

I

スミスは、『国富論』第五編第三章「公債について」の叙述を、まず、商工業の未発達な「社会の未開状態」と、贅沢品のみちあふれた「商業國」との対比からはじめる。⁽¹⁾

「社会の未開状態」においては、「政府の正義にたいする不信」があるので、個々人はいつなんどき略奪されるかもしれない恐れから、「節約できる貨幣はみな退蔵し、さらにそれを隠匿」してしまうのである。「こういう状況のもとでは、非常時だからといって、政府に貨幣を貸し付ける能力のある人はごく少なかろうし、ましてや喜んで貸そなどという者はひとりもいまい」⁽²⁾ 状態である。だから主権者も、借金はまったく不可能だ

から、貯蓄しようとするかれの自然の傾向はおのずとたかまるのである。

このような、主権者と個々人のあいだに、貸借関係の存在する余地のない「社会の未開状態」⁽³⁾を、スミスはまず指定する。

一方、高価な贅沢品のみちあふれた「商業国」では、主権者は収入の大部分を金のかかる装飾品購入につかい宮廷を華麗に飾ることに熱中するので、「かれの経常の経費は、その経常の収入と等しくなり、もし経費が頻繁に収入を超えさえしなければ上出来だということになる。」したがって、緊急時には「自分の臣民に臨時の資金援助を頼まざるをえない」⁽⁴⁾破目におちいるのである。

「平時に節約しておかないと、戦時には借金に頼らざるをえなくなる。いざ戦争となつても、国庫のなかには、平時編成の経常経費をまかなくてゆくのに必要な貨幣しか入っていない。戦争になれば、国家防衛のために、この三、四倍も経費のかかる戦時編成が必要になり、結局は平時の収入の三、四倍の収入が必要になってくる。主権者が、経費の膨張に合せて収入も増大させる直接の手段を持っていることはめったにないのだが、もしあつたと仮定しても、この增收分をもたらすべき税収が国庫に入り始めるのは、おそらく税をかけてから十ヶ月か十二ヶ月先の話になろう。ところが戦争が始まったその瞬間に、いやむしろ始まりそうだと思った瞬間に、軍隊は増員しておかねばならず、艦隊は纏装しておかねばならず、守備隊を置いてある都市は防衛態勢をしかねばならない。この軍隊にも、艦隊にも、守備隊を置いた都市にも、武器、弾薬、食糧を支給しなければならない。要するに、焦眉の危険がさし迫ったその瞬間、待ったなしの巨額の出費を招くことにならざるをえないのだから、新税からの収入が少しづつゆっくり入ってくるのを待つてはいられないのである。こういう緊急事態に際しては、政府にとって、借入金以外に財源はあり得ない。」⁽⁵⁾

ここで、スミスは詳細にわたって、なぜ政府が起債の必要にせまられるかについて描いている。それはつまり国庫にたくわえのないことと、緊急事態の発生という条件がかさなった場合、政府は公債発行の必然性をみい

だすのである。⁽⁶⁾

しかし、いくら政府に借金をする必要性があつても、臣民⁽⁷⁾にそれに応ずるだけの能力と意志がなければ起債はできない。スミスは次のようにいふ。

「商業の發達した社会条件のもとでは、社会的な諸原因が作用して、このように政府は借入を余儀なくされるのだが、その同じ社会的条件が、臣民のなかに貸付の能力と貸付の意志の両方を生みだす。つまり商業の發達につれて借入の必要が生ずるとすれば、同じくそれにつれて借入も容易になるのである。」⁽⁸⁾

スミスのいう、臣民のなかの貸付の能力とはつまるところ臣民にそれだけの余力が生じたということであり、貸付の意志とは臣民のなかに政府の「正義」にたいする信頼があるからこそ、政府に財産の使用をまかせようという気持にさせることである。

この引用の部分と、それについてスミスが臣民の貸付能力と意志について記した文章にかんして、「ところで、ここでいう臣民のなかの『貸付の能力ならびに性向』とはそれに続く説明から明らかなように製造業者や『商人の資本や信用』であり、また必要に応じて公債を売却し得る『市場』の發展を指しているのであって、ここでスミスは『公債発生の必然性』を金融制度の發展と関連させて説いているようにみえる。しかし、スミスはこの点についてそれ以上言及することなく……」⁽⁹⁾ といふ指摘を古川教授はされている。

たしかに、指摘のごとくスミスは公債制度の發展を金融制度の發展と関連づけて、展開していない。また、イギリンド銀行に言及するさいも、たんに公債の発行を円滑にするために設立されたとふれているだけである。しかし、この場合当時、金融機関が未發達な状態にあったことを考慮にいれるべきだろうし、古川教授が別の箇所で指摘されているように、⁽¹⁰⁾ スミスの貸付資本にたいする把握の仕方から生じた帰結であるといえよう。

ところで、スミスは「いまや、ヨーロッパのすべての大國にのしかか

り、そしてついには、おそらく諸国を破滅させてしまうものと思われる莫大な負債の累積してゆく過程はだいたい似たようなものであった」⁽¹¹⁾ といって、政府債務の分析に入つてゆく。

当初、政府は抵当なしのいわば「対人信用」とでもいるべきもので借金をはじめたが、この方策が行きづまつたとき、特定の基金を抵当に借金をするようになつた。⁽¹²⁾ そのさい政府の借金である公債が、フランスの場合とはことなり、イギリスでは円滑に流通した根拠としてスミスはイングランド銀行のささえが大きな役割を果していたことを評価している。⁽¹³⁾

しかし、上述の方法でも借入のための財源が行きづまつているのに、公債を発行せざるをえなくなった時、政府は租税のある特定の部分を抵当にして借金せざるをえなくなった。

その場合政府は「この引当てなり抵当なりの期間を、たとえば一年とか数年とかいう短期間に限り、また時としては無期限にしたのである。短期間の場合には、基金としての特定の税収は、定められた期間内に借入金の元金も利子も完済するのに十分だという想定であった。無期限の場合は、その基金は利子だけを、つまり利子額相当の永久年金だけを払うに十分だと想定されたのであって、借り入れた元金を払い戻してこの年金を償還するのは、いつなんどきでも政府の自由であった。前の方法で資金を調達する場合には、先借りによる調達といわれ、後の場合には、永久公債への借換えによる、あるいは、もっと簡単に公債借換えによる調達といわれた。」⁽¹⁴⁾

まず政府は「先借りによる調達」によって公債を発行していくが、抵当にされた基金としての税収は、たびたび欠損が生じ、そのたびごとに課税期間が延長され、ついには、「わずか数年の短期間を限つて先借されていた租税の大部分が永久化された」⁽¹⁵⁾ と基金制度が固着していく過程をスミスは指摘する。このように基金制度の固着について租税負担の増大をもたらし、公債発行の抵当として課せられた税の大半が永久化される過程は、スミスからみれば、「公共の収入を負担から解放」する途が、つまり公債償還がますます不可能になってゆく過程としてうつったにちがいない。だが、

らこの過程をスミスは租税負担の過重化と公債累積の過程として把握しているのである。

さて、先借による調達が限界にきてしまったとき、永久公債への借換えを必然的に生みだした経過について、スミスは次のようにいいう。

「限られた期間内に払える以上の債務を背負わせて、基金が過重負担にならないよう注意すること、また最初の先借の期間が満了しないうちに二度目の先借をやらないこと」⁽¹⁶⁾ に政府が注意を払い、「借金は先借しかしないというのであれば、何年かたつうちに、公共の収入は負債から解放されたであろう。」⁽¹⁷⁾ しかし「概して最初の先借の期限がこないうちに、第二、第三の先借を重ねることによって、基金は、それと引当てにした借入金を元利ともども償還するには、全く不十分なものになってしまったから、基金にはどうしても利子または利子相当の永久年金だけを負担させるほかなり、ついに、こういう見通しのない先借は、永久公債への借換えといふ、いっそう破滅的な慣行を必然的に生みだすにいたった。」⁽¹⁸⁾

この永久公債への借換えのおかげで「公共収入の債務からの解放」はとても来そうもないくらい不確定な先の時期へ必然的に繰りのべられてしまうことになる。

さて、次にスミスは公債償還を目的として設置された「減債基金」制度に目をむける。⁽¹⁹⁾ この基金を充当するための資金は、公債利子率引下げによる公債利払いの節約分、および戦時中公債利払いを目的として課せられた税のうち、利払いおよび必要な政府経費を控除した剩余部分からなる。

だから、たとえこの基金が公債償還以外に使われないとても、すべての公債を償還するには、まったく不十分であったといえる。また平和時に政府が臨時費を必要とするとき、新税を課する場合は国民を多少とも刺激するから、そのわずらわしさをさけるための手軽さも手伝って、すぐにこの基金は濫用されてしまう傾向があつたのである。

このように「減債基金」がその機能を十分に果すことができない以上、永久公債への借換えという破滅的な手段によって公債は累積の一途をたどることになる。スミスがいいうように「平時における公債の縮減額は、戦時

における累積の大きさに比べるとまったく釣合のとれないくらい、わずかなものであった」⁽²⁰⁾のである。だから、フランスとのおよそ100年にわたる数度の戦争によって、イギリスの公債総額は1697年の2151万ポンドから1775年には1億2900万ポンドにまで累積をみたのである。この過程はまさに戦争による公債の破滅的な累積過程であり、それについてスミスは詳細な分析をくわえている。

「われわれは、いままた新たな戦争にまきこまれており、この戦争は、その進展につれて、これまでわが国が戦ったどの戦争にも劣らず金のかかるものだということが明らかになるだろう。次の会戦が終るまでのうちに、たぶん起債されると思われる新規の公債は、国家の経常収入からの節約分によって、これまでに償還してきた旧債の全額に、おそらく、ほぼ等しいものになろう。こういうわけだから、経常収入がいまの状態にある以上、それから節約できそうな分くらいで公債が完全に償還されるなどと期待するのは、まったくの妄想であろう」⁽²¹⁾とスミスは結んでいる。

以上、スミスの叙述にしたがいながら検討をくわえてきたが、最後に二つ問題点をあげて本節をおえることにしよう。

(1) スミスは公債を金融制度との発展においてとらえていない点について。

スミスは貸付資本としての利子付き資本を論じる際銀行信用を中心とする信用制度を捨象しているのである。

スミスは次のようにいう。

「貸付によって、貸手はいわば、その国の土地と労働の年々の生産物の一定部分にたいする自分の権利を借手に譲渡し、借手の思いどおりに使用させるのである。したがって、ある国において利子をとって貸し付けられる資本の量、すなわち普通の表現によると、利子をとって貸し付けられる貨幣の量は、その国でなされるさまざまな貸付の用具として役立っている貨幣——紙券であれ銭貨であれ——の価値によって規制されるのではない。それは、年々の生産物のうち、土地または生産的労働者の手から出てくるやいなや、結局資本の、それも所有者が自分で使用する勞をとろう

としないような資本の回収にあてられている部分の価値によって規制されるのである。このような資本は、普通貨幣で貸しだされ、また、貨幣で払い戻されるから、金融界とよばれるものを構成する。」⁽²²⁾

このスミスの記述について、玉野井教授は「すなわちスミスは、貸手が借手に委譲するものは、借手のもとで産業資本として機能すべき貨幣であり、そしてその貨幣が貸し手にとっては貸付資本として機能することを、経験上は明らかに認めていながら、『借手が実際に求め、また貸手が実際に借手に供給するもの』は貨幣ではなくて物的富としての『資財』そのものである、と見る観点に立って、貸付関係を、たんに年々の労働の生産物の一部にたいする『権利の委譲関係に解消』」⁽²³⁾させていると評しておられる。

この観点は、スミスが公債を論ずる際にも貫徹しているといえよう。

(2) スミスは、公債発行の必然性は認めるが、公債は現存する資本を破壊するといって否定する。この二重の考え方について。⁽²⁴⁾

スミスは一貫して公債の累積過程として議論を進めてゆくが、それは公債を批判することによって植民地不要論をひきだそうという意図があったからだとみてよいであろう。というのは、イギリスが公債借換えによって耐えきれないほどの負担にあえいでいる時でも「農業は栄え、製造業の数は多く、しかも完全に操業しており…国民の富と収入が増進」⁽²⁵⁾していると記しているところから判断すると、スミスの公債は現存資本を破壊するという見解は、再検討する必要があるようと思われる。というのは、もはや現存資本をいちじるしく破壊するほどの公債が現実に発行され、納税者は資本蓄積を阻害されるほどの重い租税負担にあえいでいる時ですら、国民の富と収入が増進しているという事実をスミスは認めるからである。公債は現存資本を破壊するというのも公債はかならず云々ではなく、ある一定の公債累積があればというように、スミスは公債累積の限界を暗黙の前提として設けていると解した方がいいのではないかとおもわれる。

だから、国の繁栄にとってマイナスにならない程度の公債は、つまり政府も国民もそれほど負担におもわないほどの公債は、流通を円滑にさせる手段としてスミスは容認しているようにおもわれる。

II

スミスは公債所有者をどのようにみていたのか、また所有者の公債所有量が増大すること、つまり公債が累積するということだが、それが国民経済にたいしてどのような影響をおよぼすのかなど、について検討をくわえるのが、第二節の課題である。

スミスは商業、製造業の発達した「商業国」では、臣民のなかに政府への貸付能力を生みだす、とのべたあと、次のようにいいう。

「商人や製造業者が大勢いる国には、かならず次のような一群の人々もまた大勢いる。すなわち、その一群の人々の手を通って、これらの人々（一群の人々）の資本ばかりか、かれらに貨幣を貸し付けたり商品を委託するすべての人々の資本も、流れゆく。これらの資本が一群の人々の手を通る回数は、商売もせず自分の仕事も持たずに自分の所得で暮している個人の収入がかれらの手を通る回数と同じか、むしろそれより頻繁である。こういう私人の収入がかれら（私人）の手を通るのは、普通は年にただ一度だけである。ところが、代金の回収が非常に速い取引をやっている商人の資本や信用だと、その全額が、時には、年に二回、三回、さらには四回もかれらの手を通ることがある。⁽²⁶⁾ したがって、商人や製造業者が大勢いる国にはまた、もし自分がそうしようと決めさえすれば、巨額の貨幣を政府に貸し付ける力をいつでも具えた一群の人々が大勢いる。」⁽²⁷⁾

ここで、「商業国」にはいつでも政府に貸し付けるだけの能力をそなえた、余力のある人々が存在することをスミスはあきらかにしているのである。その意味で、この箇所は重要なところだと思われるが、⁽²⁸⁾ このような能力をそなえた人々を、スミスは具体的には表現せず、ただ「一群の人々」(a set of people) というような抽象的表現ですましているのである。おそらく、スミスが「一群の人々」という表現を用いたのは、それを一語で表現できるふさわしいことばがおもいあたらなかったのではないかと思われる。⁽²⁹⁾ というのは、「一群の人々」という概念で表現したかった人々は、べつに一階級を形づくっているわけではなく、俗な表現を用いるなら

ば、火事場にむれあつまる野次馬のごとき、規模の大小を問わず、商業、製造業にたずさわっている人々はもちろんのこと、金利生活者、投機家までをも包含した非常に幅のひろい人々をさして言ったことばだと思われるからである。ともあれ、政府の起債がなされた暁にはこの「一群の人々」こそ公債所有者の中心的存在になることであろう。

さて、「もしも行政府が、新規の起債の第一次募集にあたって、お前も参加してよい」⁽³⁰⁾ という声をかけてくれれば、いつでも自分の財産を政府にゆだねる意欲を、この「一群の人々」はもっているのである。なぜなら、政府に財産をゆだねることによって、かれらはその営業資金をへらすどころかふやすことができるからだ、とスミスは次のようにいう。

「政府に金を貸したからといって、かれらはただの一瞬たりとも、自分たちの商業や製造業を営んでゆく能力を減らすわけではない。話は逆で、通常かれらはその能力を増すのである。国家が必要に迫られているものだから、政府は、まずたいていの場合には、貸手にとって極端に有利な条件でも、すんで借りようとする。政府が最初の債権者に渡す債務証書は、他の債権者のだれにでも譲渡できることになっており、そのうえ、国家の正義にたいしてはあまねく信頼がよせられているから、普通この証書は、初めの払込額よりも高く市場で売れる。こうして商人なり金持なりは、政府に金を貸しては金儲けをし、その営業資本を減らすどころかふやしていく」⁽³¹⁾ ができるのである。

ここに、起債がなされさえすれば、公債所有者（国家の債権者）が生まれることになる。

さて、公債所有者の具体像について、スミスは、断片的に述べているだけで、なんら明確にはいっていない。それをひろってみると、『グラスゴウ大学講義』では、商人たち、公債騰貴をみこして巨額の募集に応じるきわめてまずしい生活状態にある人々、投機家たちをあげており、⁽³²⁾ 本論稿の対象である『国富論』第五編第三章では、大商人や大製造業者、金持、家族に財産を残そうとして、また遠い将来にそなえようとして公債を買いこむ人達⁽³³⁾ をスミスはあげている。さらに、「オラシダや、その他数カ国

の外国人が、わが国の公債のうち、きわめて大きな部分を持っている」⁽³⁴⁾と述べているように、公債所有者としてスミスが外国人の所有を考慮にいれている点を忘れてはいけないだろう。このように公債所有者の具体像は、非常に幅の広い人々（スミスが、起債をひきうける能力のある者について「一群の人々」といったのも無理からぬことであろう）からなっているとみてさしつかえないようと思われる。

さて、戦争のたびごとに公債が累積され、ついには永久公債への借換えという破滅的な手段に政府が訴えるようになると、公債の累積はとてつもなく大きなものになってくる。このような状態をふまえて、スミスは、一つは公債は追加資本であるという説と、もう一つは公債利子は右手が左手に払うようなもので、国富にはかわりないという説に対して批判をくわえている。⁽³⁵⁾ そのさい、スミスが公債所有者をどのようにみていたのか、あわせて検討してみよう。

まず「公債は、その他の資本にさらに上積みされた一大資本の蓄積」であるという説に対しては、次のように批判を加える。

「だが、この著者は、公共社会にたいする最初の債権者が政府に貸し付けた資本というのは、貸し付けたその瞬間から、資本としての機能を果たすものから収入としての機能を果たすものへ、言いかえれば、生産的労働者を養うものから不生産的労働者を養うものへと振り替えられてしまった年々の生産物の一定部分であって、しかもたいていは、将来、再生産される一縷の望みもないままその年のうちに使い尽され、浪費されてしまうことになっている部分だ、ということを考慮していない」⁽³⁶⁾ という。

このように、スミスは公債を現存する資本を破壊するという点からとらえているのであって、だから公債の累積は国富をうばいさるものとみていたのであった。ここにスミスの公債批判の論拠があるとみてよいであろう。つづいてスミスは公債所有者は貸し付けた資本とひきかえに、それと同等かそれ以上の新しい資本を、その信用にもとづいて借りるか、公債売却によって手に入れることができたとして、次のようにいう。

「この新資本というのも、その国内に以前からあったものに相違ない

し、また、およそすべての新資本がそうであるように、生産的労働を養うために充てられていたに相違ない。この新資本が自分の金を政府に貸し付けた人々の手に入ったとき、それはかれらにとってみれば、ある意味で新しい資本であったにせよ、その国にとってみれば、別に新しい資本ではなく、ある用途から引き上げられて、他の用途に振り向けられた資本であるにすぎなかった。新資本は、かれらにたいしては政府に貸し付けた分を回収してくれるものだったけれども、その国にたいして回収してくれるわけではなかったのである。もしかれらが、この資本を政府に貸し付けなかつたとすれば、この国には一つでなしに二つの資本、つまり年々の生産物の二つの部分が、生産的労働を養うために充てられたことであろう。」⁽³⁷⁾

ここで、スミスは公債所有者がみづから生産的労働を養うことに自己の資本をつかわず、政府に貸したばかりに、その分だけ現存資本を破壊することに貢献しているのだとして批判するのである。

それでは、第二に公債利子の支払いについてはどうであろうか。スミスは、ムロンのいう「公債利子の支払いというのは、右手が左手に払うようなもの(で)……貨幣は、その国からでてゆくものではない。住民のうちのある一群の人々の収入の一部が、他の一群の人々に振りかわるだけのことだ、国民は前より一ファージヒグたりとも貧乏になることはない」⁽³⁸⁾ という説を紹介したあと次のように批判する。

まず、スミスは外国人が公債のきわめて多くの部分を所有している事実をあげて批判したあと、たとえ、すべて自国民が所有している場合でも、「そのために公債の害はへるというものではない」として、次のような見解をのべるのである。要約してみると、

土地と資本とは、公私双方のすべての収入の源泉であるが、この二つの源泉を管理しているのは、土地の所有者と資本の所有者である。ところが、利子負担支払いのために課せられる税金は、この両方の所有者が負担することになるのである。まず土地所有者についてみると、自分自身の収入をあげるために、設備、環境を整備、維持することに关心をもつが、いろいろの租税や生活必需品や便益品にかかるさまざまな税を負担しなくてはな

らなくなると、そのために土地所有者の収入は激減することになる。その結果、かれらは、金のかかる改良をしたり、維持したりできなくなる。かくてその国の農業の衰退をまねくことになるであろう。次に資本ストックの所有者（商人や製造業者）はどうかというと、生活必需品や便益品にいろいろと税がかかるために、同じだけの収入で、ある特定の国では、たいていどこでも買えるのと同量の生活必需品や便益品が買えないことにきがつけば、商人や製造業者の大部分は、別の国に移りたくなり、実際実行してしまうだろう。その結果、その国の産業活動は、それを支えていた資本が移ってゆくとともに、からずや衰えるであろうし、商業と製造業の破滅が農業の衰退につづくであろう。

公債の利払いの増加にともなう租税負担の作用を、スミスはこのように重視するのである。

それでは、公債所有者の手に上述の両源泉のどちらかからの収入の大半が移った場合どのような結果を生むであろうか。

「長いあいだには、土地はなおざりにされ、資本は浪費されるか、外国へ逃避する結果を生ずるであろう。むろん、国家の債権者が、その国の農業、製造業、商業の繁栄に一般的な関心をもち、ひいてはまた、その国の土地が良く整備され、資本がうまく管理されることにも関心をもっているのは確かである。万一にも、これらのどれかの部門で全面的な失敗なり衰退なりが起れば、各種の租税収入は、かれらがもらえるはずの年金つまり利子を支払うのに、足りなくなってしまうかもしれないからである。ところが、かれらは、単に国家の債権者という立場だけからすると、どこか特定の土地の一片を良く整備するとか、ある特定の部分の資本ストックをうまく管理することには、なんの関心ももたない。国家の債権者の一人としては、かれは、こういう特定の部分についてはなんの知識ももっていない。監督するわけでもなければ、面倒をみることもできない。それが破綻してしまったとしても、知らずにいることもあるだろうし、また、そのことが、かれに直接影響するはずもない。」⁽³⁹⁾

ここで、スミスは利払いのための租税を負担する、土地所有者および資

本ストックの所有者と、公債所有者（国家の債権者）とをわけて考えている。前者の租税負担者は生産的労働に従事している人たちであり、後者の公債所有者は直接生産活動に従事していない人たちである。

たしかに、公債所有者といえどもなんらかの形で生産活動に従事しているかもしれないが、公債所有者という面からみるならば、いかなる生産的活動にも従事しているとはいえないし、寄生的な利子取得者的側面がつよくおしだされることになるのである。

井手教授は、この租税負担者と公債所有者との区別をさして「スミスの所説は、納税者と利子取得者（公債所有者）が、別個のものであること、納税者は土地および資本的資財の所有者、すなわち地主、製造業者および商人であることを前提している。この前提には問題があるが」⁽⁴⁰⁾ と疑問をなげかけておられるが、これは、すでに考察したように、スミスが公債所有者の具体像を明確に示さなかつたことに起因しているといえよう。

スミスは、公債所有者は公債、利払いを通じて、資本蓄積を著しく阻害することを論証した。それは所有者が政府に貸し付けた公債は現存資本を破壊するものであつたし、利払いは生産活動に従事する人達が負担する租税の一部が利払いという形をとつて、生産活動一般には関心をもたない公債所有者の手許に、配分されるからであった。このようにして生産諸階級の収入を公債所有者にわたすことは、長いあいだには土地はなおざりにされ、資本は浪費されるか外国へ逃避する結果を生じるだろうとみたのである。

このように、スミスは公債所有者の性格について、その浪費的な側面をみごとに分析しているのである。⁽⁴¹⁾

III

スミスは、戦争による公債の膨大な累積を租税との関連においてどのようにみていたのか、戦後その公債はどのように処理されるべきとスミスは考えていたかを中心に、スミスの叙述にしたがいながら、検討をすすめていくのが第三節の課題である。

スミスによれば、租税は収入から支払われる。その収入の一部は資本の蓄積にあてられ、他の大部分は不生産的労働の維持にあてられるのである。ところで巨額の戦費を租税でまかなう場合、新しい資本蓄積をそこなうかもしれないが現存する資本を破壊する原因にはならないのである。

ところで、公共の経費が公債によってまかなわれる場合は、現存する資本を一部食いつぶすことによってまかなわれることになる。しかし「この場合には、同じだけの経費をまかなうに足る収入を年度内にとりたてるという場合よりも租税は軽いから、各人の収入にかかる負担はかならず小さくなり、したがって、かれらがその収入のある部分を節約し蓄積して資本にする、その能力も、ずっとわずかしか害われることがない。」⁽⁴²⁾ しかし、このような公債借換制度がもつ長所は戦争がつづいているあいだだけである。というのは平和時になっても公債利払い償還のために租税負担はへらず、個々人の資本蓄積能力はさまたげられるからである。

もし、戦争に必要な経費がすべて租税でまかなわるとすれば、次のような特徴をあげることができるとスミスはいう。まず、戦時中でも旧資本をすべて破壊するわけではないし、戦争がおわればそれ以上の新資本の蓄積が可能になるだろうということ、次に、総じて戦争は早くおわり別に必要もなく戦争をしかけることがなくなること、さいごに、永久公債への借換えがあるところまで進んだ場合、それについて租税もふえるから、個人の蓄積能力をそこなう点からみれば平時における国民の公債負担と、戦時における租税負担額とがほぼつりあう、という三点をあげている。⁽⁴³⁾

このように、スミスは戦費を調達する手段として、租税と公債にはそれぞれ功罪があることを両者を対比してしめすのである。だから、ここでのスミスの論議をさして、租税か公債かという二者択一の選択の問題として把握するのは当をえていないように思われる。⁽⁴⁴⁾ たしかにスミスの心の中には、戦費を租税でまかなった方が資本蓄積を阻害する度合はすぐないという気持があったかもしれないが、それよりも永久公債への借換えがあるところまで進むと、公債による現存する資本を破壊する力が大きくなりいちじるしく資本蓄積がそこなわれること、およびこの公債累積による租税

負担に国民は早晚耐えられなくなるであろうことをスミスはここで指摘したかったように思われる。つづいてスミスはいう。

「国債が、いったん、ある程度まで累積してしまった場合、公正かつ完全に償還がおこなわれたためしは、まずただの一度もない。と私は信じている。国家収入を公債の負担から解放するということは、たとえ、それが実現したことがあるとしても、それはつねに破産によってであった。」⁽⁴⁵⁾

このような実質上の国家破産を偽装するために、铸貨の名称の引上げ、铸貨の標準品位をおとすために多量の卑金属をまぜることが過去においておこなわれたことをさして「単純な通貨の水増しがおおっぴらに乱暴(国家による……引用者)をはたらくような不正であるのにたいして、標準品位を貶すのは、背信的な詐欺という不正である。」⁽⁴⁶⁾と激しく非難している。

さて、スミスはイギリスの公債制度の現状およびそれからの解放について、次のようにいう。

「大ブリテンの収入の剰余、つまり平時編成での年々の経費をまかなかったうえになお余る分が、まことにわずかなものでしかない以上、国家収入をいつかは債務から解放できると期待することはおろか、解放に向っていつかは大きく前進できると期待するのも、まったく無駄だと思う。この解放は、公共の収入がいちじるしく増加するか、さもなければ、公共の経費が同じくらいにいちじるしく減少するかしないかぎり、絶対に実現できぬことは明らかである。」⁽⁴⁷⁾

そこでまずスミスは、公共の収入がいちじるしく増加する方法について検討をこころみる。

第一に国民にたいする課税を公平にすることで相当の税収がみこめるとして、それについて検討をくわえたのち、スミスはこの程度の增收では公債を償還するなどできっこないという。

次にもう一つの方策として、「多くの有力者の私的な利害や人民の大集団をとらえている抜きがたい偏見」⁽⁴⁸⁾があるから、おそらく「一つの新ユートピア」におわるだろうが、ことわって、植民地の合邦を前提とした植民地への課税について検討をくわえている。もし、この方策を採用する

ならば、「数年をですして公債全部を償却し、かくして、いまのところ衰弱と消耗の極にある帝国の活力を完全に回復するに足りるであろう。」⁽⁴⁹⁾ その結果国民も現在の重税から解放されることになるはずである。このようなスミスの植民地にたいする課税の根拠は、イギリスの莫大な公債の累積は植民地を防衛するために起債されたのだから、公債の償還に、植民地が協力しても別に正義にもとることはないという観点からである。

さて、このような公共の収入がいちじるしく増加する見込みがたたないならば、残るのは、ただ経費をへらすのみであるとして、スミスは植民地から手をひくといった提案をおこなっている。植民地を支えるためにおびただしい負担（公債の過度の累積）を本国はせおっているのに、経費も負担しなければ、兵力もださないような国々をイギリスの領土とみなすことはできない。すなわち植民地の維持が、もっぱらイギリスに現存する資本を食いつぶすだけの機能しかはたさない以上、植民地を維持する必然性はどこにもでてこないからである。⁽⁵⁰⁾

スミスは次の文章で『国富論』をしめくくる。

「いまこそ、わが支配者たちは、国民ばかりか、どうやらみずからもふけってきたこの黄金の夢を実現してみせるか、それができないなら、率先この夢から醒め、国民を覚醒させるよう努めるかすべき秋である。計画を完遂できないのなら、計画そのものを捨てよ。そして、もし、大英帝国のどの領土にせよ、帝国全体を支えるために貢献させられないというのなら、いまこそ大ブリテンは、戦時にこれらの領土を防衛する経費、平時にその政治的、軍時的施設を維持する経費からみずからを解放し、未来への展望と構図とを、その国情の真にあるべき中庸に合致させるように努めるべき秋なのである。」⁽⁵¹⁾

おわりに

スミスの公債觀について、スミスの叙述に全面的に依拠して考察をくわえてきた。その意図は、できるかぎり『国富論』という古典的名著を自由

主義からの接近とか、夜警国家觀からの接近とかいった固定した視角からみるのでなく、そのあるがままの姿でつかむことがまず必要であると思われたからである。

このような視角からすれば、スミスは公債についての一般論をかくつもりはなく、資本蓄積をそこなわぬ生産的労働の維持という基準より「公共の債務からの解放」がますます不可能になってゆく過程、および公債批判を通じての植民地放棄を描くことに主点をおいていたように思われる。

しかし、スミスの公債觀をさらに深く追求するためには、その時代的背景およびステュアート、リカードゥ等との比較研究、および《安価な政府》ということばで表現されているスミスの国家觀に対する考察が必要であろう。しかしこれらの諸問題は本稿の主旨からして、またの機会に論じたいと思う。

- 注(1)** このような対比は、ヒュームの公債論においてもみることができる。David Hume, "Writing on Economics," edited with an Introduction by E. Rotwein, Wisconsin, 1955, p. 91.
- (2) A. Smith, "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations," ed. by R. H. Campbell & A. S. Skinner, 2vols, Oxford, 1976, vol. 2, p. 911. 大河内一男監訳『国富論』中央公論社, 1976, III, 375頁(以下、III, 375頁と略記する)。なお訳文は一部変更した場合がある。
- (3) 「社会の未開状態」については、とりあえず船越経三『アダム・スミスの世界』東洋経済新報社, 1973, 228—31頁参照。
- (4) A. Smith, op. cit., p. 909. III, 372頁。
- (5) Ibid, p. 909. III, 372—3頁。
- (6) スミスが、ここで問題とする公債は、ほとんど戦時公債である。
- (7) 臣民 subject は人民 people と同義語としてスミスは用いている。高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』岩波書店, 1974, 222頁参照。
- (8) A. Smith, op. cit., p. 910. III, 373頁。
- (9) 古川卓萬「アダム・スミス公債論の研究」大分大学『経済論集』第11巻第4号, 9頁。なお、古川教授のスミスからの引用語句は、大河内監訳『国富論』の訳語に統一した。
- (10) 古川卓萬、前掲論集, 4頁。
- (11) A. Smith. op. cit., p. 911. III, 372頁。
- (12) スミスは、前者の方法で起債するものとして流動債つまり一時借入金を、後者

の場合は、海軍手形や国庫証券をあげて説明を加えている。Ibid., p. 911. III, 376頁。

- (13) 銀行のないフランスでは、国債が6割から7割引でうられたという事実をスミスはあげている。Ibid., p. 911. III, 376頁。なお、スミスがイギリス銀行に言及した箇所をさして、森教授は「こうしてスミス自身は明確には意識せず、また叙述もしていないが、公債の発行と流通をめぐる現代資本主義における政府と中央銀行（当時のイギリス銀行はまだ中央銀行にはなっていなかったとはいえる）と利子つき資本との三位一体の関係の原基的形態をここに浮彫りにしているといえよう」と評価しておられる。森七郎『古典派経済思想史』白桃書房、1964、87頁。しかし、スミスは公債証券を利子つき資本として作用することを経験的にみとめているが、利子つき資本とは規定していないことを注意する必要がある。
- (14) Ibid., p. 912. III, 378頁。
- (15) Ibid., p. 914. III, 383頁。
- (16) Ibid., p. 881. III, 383頁。
- (17) Ibid., p. 881. III, 383頁。
- (18) Ibid., p. 915. III, 384頁。
- (19) 「減債基金」の成立に関しては、舟場正富『イギリス公信用史の研究』未来社、1971、71—75頁参照。
- (20) A. Smith, op. cit., 394頁。

アダム・スミスが挙げている数字によれば、つぎのようになる。(Ibid., pp. 921—3. III, 395—8頁より作成)

(単位万ポンド)

	年 代	公債発行額	償還額	公債残
対 仏 戦 争	1689—1697	2,151		2,151
	1697—1701		512	1,639
スペイン戦争	1702—1713	3,729		5,368
	1714—1722	160*		5,528
オーストリア戦争	1723—1739		833	4,695
	1739—1748	3,134		7,829
	1748—1755		600	7,229
7 年 戦 争	1756—1763	7,500		14,729

* 160万ポンドは、「南海泡沫」や「ディリエン計画」などの投機にあてられた。

- (21) Ibid., p. 924. III, 400頁。なお「いままた新たな戦争にまきこまれており…」とスミスがいっているのは、アメリカ独立戦争のことである。スミスは、『国富論』第3版において、つぎのように原注をつけくわえている。「はたして、この戦争は、これまでにわが国が戦ったどの戦争よりも金のかかるものであることがわかり、われわれは1億ポンドを超える新たな公債を背負い込むことになった。11年間にわたる完全な平和のあいだに、ようやく1000万ポンドあまりの公債を償還したにすぎないのである。」 Ibid., p. 924. III, 401頁。
- (22) Ibid., p. 351. I, 550—51頁。
- (23) 玉野井芳郎『経済理論史』東京大学出版会, 1977, 56頁。
- (24) 木村教授はスミスの公債発生についての議論は「むしろステュアート的な議論であって、もしこの推論をおしそすめるなら、公債の利益こそ帰結せられるべきであった。……スミスの公債史論は、公債を既存資本の蠶食とみる彼の公債理論と必ずしも矛盾がないことはいえない」と問題を提起しておられる。木村元一「ジームズ・ステュアートとその財政論」、『一橋大学論叢』第25巻第3号, 212頁。
- (25) A. Smith, op. cit., p. 929. III, 409頁。
- (26) スミスは第二編第五章において「消費物の外国貿易の資本回転が国内商業のそれと同じくらいに急速であることは滅多にない。国内商業の資本は、ふつうは一年以内に一回転し、ときには、年に三回転か四回転することがある。」(Ibid., p. 368. I, 550—551頁。) 商人が政府に貸し付ける能力と意志はこの資本の急速な回転と結びついているのである。
- (27) Ibid., p. 910. III, 373—4頁。() 内は筆者注である。
- (28) この引用箇所は、従来かえりみられなかったところである。邦訳においても、意見のわかれる所で、筆者の意見も本稿で引用している訳者の意見とはことなる。
- (29) 他の箇所でも、スミスは「一群の人々」という表現を使っているが、その場合は具体的にその人々をさして使っている。たとえば, Ibid., p. 928. III, 407頁参照。
- (30) Ibid., p. 911. III, 375頁。
- (31) Ibid., pp. 910—11. III, 374—5頁。
- (32) A. Smith, "Lectures on Jurisprudence" ed. by R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, Oxford, 1978, p. 537. 高島善哉, 水田洋訳, 『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947, 448頁。
- (33) A. Smith, "Wealth of Nations" p. 910, p. 917, p. 918. III, 347, 375, 387, 390頁。そのなかでも商人と家族に財産を残そうとする人々、将来にそなえて公債を買いこむ人がかなりの部分を占めているとスミスはいう。

- (34) Ibid., p. 927. Ⅱ, 406頁。
- (35) このような2つのみかたが重商主義者の公債觀である。
- (36) A. Smith, op. cit., p. 924. Ⅲ, 401—2頁。
- (37) Ibid., pp. 924—5. Ⅲ, 402—3頁。
- (38) Ibid., pp. 926—7. Ⅲ, 405頁。
- (39) Ibid., p. 928. Ⅲ, 407—8頁。
- (40) 井手文雄『新稿近代財政学』税務経理協会, 1967, 474頁。ここで井手教授が疑問があるとされるのは、スミスの出典をあげて、注で「スミスは公債の元金作用を論ずるに当っては、公債応募者は製造業者および商人と考えている……かようにスミスにおいては、公債所有者階級と富の生産に従事する階級との関係が明らかでない」と指摘されていることをさしている。(同書, 476頁) なお古川教授は、井手教授の疑問にたいしてつぎのように解釈しておられる。「地主および資本家の一部がその資本を公債に投資して公債所有者となる(このばかりい、彼らはもはや地主および資本家とはよばれない), そこでその資格において地主および資本家の他の部分から公債利子という形でその所得の再配分に与かる, と理解してよいのではなかろうか。」古川卓萬, 前掲論集, 8頁。
- (41) ステュアートは公債所有者の立場を全面的に肯定している。小林昇『経済学史著作集Ⅰ』未来社, 1976, 325頁参照。なお、ステュアートの公債論については、またの機会に論じたい。
- (42) A. Smith, op. cit., p. 925. Ⅲ, 403頁。
- (43) Ibid., pp. 925—6. Ⅲ, 404—5頁。
- (44) 井手文雄『古典学派の財政論』実業之日本社, 1948, 123頁参照。
- (45) A. Smith, op. cit., p. 929. Ⅲ, 410頁。
- (46) Ibid., p. 932. Ⅲ, 416頁。国家が繁栄するためには、国民の政府にたいする信頼が必要なのだが、これらの行為は国民にたいする背信行為になるからである。
- (47) Ibid., p. 933. Ⅲ, 416頁。
- (48) Ibid., p. 933. Ⅲ, 417頁。
- (49) Ibid., p. 933. Ⅲ, 424頁。
- (50) ここに、スミスの公債批判としての帰結をみるとできよう。なお、この問題はスミスの「植民地論」として検討する必要があろう。
- (51) A. Smith, op. cit., p. 947. Ⅲ, 439頁。小林教授は、スミスがここで「公債の累積の現状と傾向をみすえつつ、はっきりと放棄論を表明」したといっておられる。小林昇, 前掲書, 311頁。